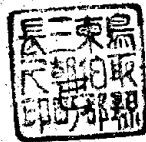


議案第 24 号

三朝町消防団条例を次のように定めるものとする。

昭和廿八年拾月拾六日 提出

三朝町長 坂 出 雅



昭和廿八年拾月拾六日 議決

三朝町議会議長 天 野 兼



昭和廿八年三朝町条例第 号

三朝町消防団条例

(通則)

第一系 消防団員(以下「団員」という)の任免、定員、服務、給与についてはこの条例の定めるところによる。

(任命)

第二系 消防団長及び副団長(以下「団長」及び「副団長」という)は町長が消防団の推薦により、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者の中より副団長の承認を得て委嘱又は任命する。

- (一) 町に居住する年令満十八年以上四十五年未満であること
- (二) 志操堅固身体強健であつて団員たるに足るもの

(定員)

第三系 団長、副団長並分団長副分団長及団員の定数は次の通りとする。

一、 団長 一名

二、 副団長 三名

三、 団員 (分団長副分団長各一名を含む)

第一分団 四〇名 第二分団 四〇名 第三分団 四〇名

第四分団 八〇名 第五分団 六〇名

第四系 団員は退職しようとする場合は予め文書を以て任命権者に提出しその許可を受けなければならぬ。

(懲戒)

第五 係 団員であつて次の各号の一に該当するものがあるときは社命権者は突状を調査し非行の程度に依じた懲戒をするものとする

一、消防に關する法令条例又は規則に違反したとき

二、職務上の義務に違背し又は職務を怠つたとき

三、団員たるにふさわしくない非行があつたとき

第六 係 前条の懲戒は次の區別によりこれを行う

一、免職

二、停職

三、戒告

2 停職は一月以内の期間を定めてこれを行う

(職務規律)

第七 係 団員は団長の結集によつて出勤し服務するものとする 結集を受けない場合であつても水火

災その他の災害の発生を知つたときは予め指定するところに従い直に出勤し服務しなければならない

第八 係 団員は団員として服務するに当り予め定められた権限を有する消防機關以外の他の行政機關の命令に服してはならない

第九 係 団員が十日以上居住地を離れる場合は団長にあつては町長副町長又はその他の団員にあつては団長に届出なければならない 但し特別の事由がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れる

ことはでない

第十 係 団員は火災警報発令中その他特に警戒の必要があると認められる際は警備に支障のある場所に多

数集合し又は飲酒してはならない

第十一 係 団員は次の事項を遵守しなければならない

- 一、住民に対し常に水火災の予防及び警戒等の喚起に努め災害に際しては是してこれに当る心構えを持たなければならぬ
- 二、規律を厳守し長上の指揮命令の下に上下一体事に当らなければならぬ
- 三、上下同僚互に敬愛し礼節を重んじ信義を厚くし常に言行を慎まなければならぬ
- 四、職務に關し金品の密手又は褒應接待を受け又はこれを請求する事のない
- 五、職務上知得した秘密を他にもらしてはならぬ
- 六、田員は田又は田員の名義をもつて特定の政党、結社又は政治団体或は候補者を指示し反対し又はこれに加担し又は他人の訴訟若しくは紛議に關与してはならぬ
- 七、消防団又は田員の名義をもつてみだりに寄付金を募り又は營利行為をなし若しくは義務の負担となるような行為をしてはならぬ
- 八、機械器具其の他消防団の設備資材の維持管理に當り職務の外これを使用してはならぬ

(給 与)

第十二条 田員に毎年度予算の範囲内に於いて次の手当を支給する

出場手当	一回	一〇〇円以内
訓練手当	一回	一〇〇円以内
警戒手当	日額	一〇〇円以内
技術手当	月額	一〇〇円以内
被服手当	月額	二〇〇円以内
給食手当	一食	一〇〇円以内

その他臨時必要と認めらるもの

附 則

1. この条例は公布の日から施行する
2. 三朝町消防団条例（昭和二十八年三朝町条例第十八号）は廃止する